

平成16年信託業法改正の 信託業界のビジネスにおける影響と評価

平成19年10月24日

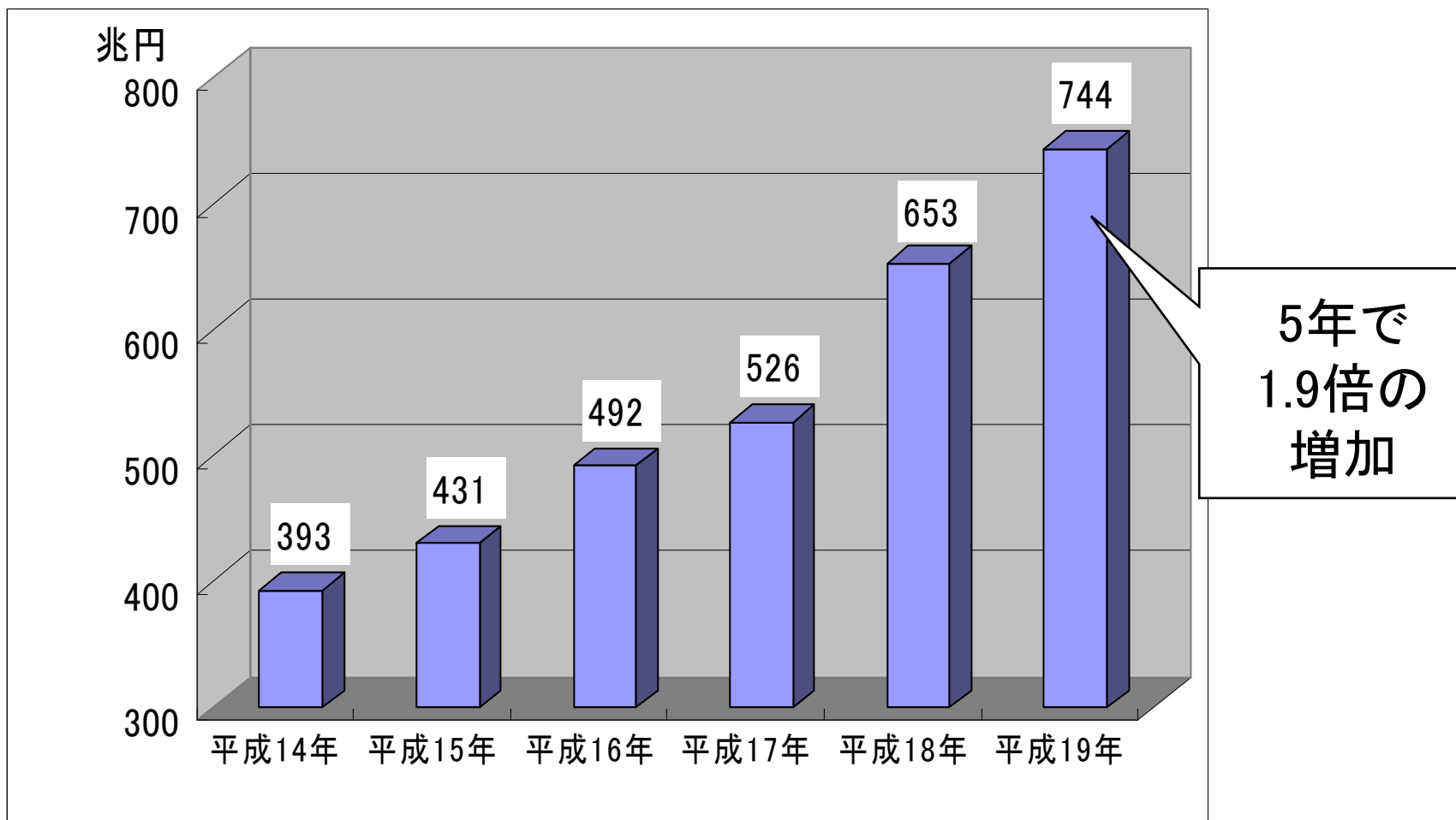
みずほ信託銀行



目次

1. 信託財産残高の推移	P 2
2. 信託の受託状況	P 3
3. 主な信託商品・業務	P 4
4. 平成16年信託業法改正のビジネスへの影響	P 5
5. 受託可能財産の拡大	P 6
6. 担い手の拡大	P 9
7. 利用者の窓口の拡大	P10
8. 平成18年信託法改正に伴う信託業法改正	P11
9. ご参考	P13

1. 信託財産残高の推移 (総合計の推移、3月末現在)



2. 信託の受託状況 (機能別分類に基づく計数、3月末現在)

(単位:兆円)

機能別分類	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	増減 ※5
資産運用型信託 ※1	144.5	144.4	145.7	144.8	143.6	159.5	15.0
金銭信託	61.9	68.2	64.2	69.1	72.5	80.7	18.8
貸付信託	12.3	7.4	5.3	4.0	2.9	2.0	▲ 10.3
年金信託	39.1	39.1	40.3	35.7	36.1	39.5	0.4
金銭信託以外の金銭の信託	5.8	2.1	3.2	2.1	1.5	1.4	▲ 4.4
有価証券の信託	25.2	27.3	32.4	33.7	30.4	35.7	10.5
資産管理型信託 ※2	213.6	237.3	287.9	309.9	412.4	471.5	257.9
金銭信託	13.6	12.8	13.1	14.9	56.8	63.9	50.3
年金信託	28.7	31.9	31.5	36.8	40.0	42.7	14.0
投資信託	48.6	47.2	52.2	60.4	75.1	90.5	41.9
金銭信託以外の金銭の信託	13.0	14.7	14.1	14.9	15.0	18.1	5.1
再信託 ※4	107.2	129.2	174.7	182.2	225.4	256.1	148.9
資産流動化型信託 ※3	19.8	27.2	34.3	42.1	53.4	62.4	42.6
金銭債権の信託	13.8	19.4	23.4	27.3	34.3	39.4	25.6
不動産の信託	5.8	7.7	10.6	14.5	18.7	22.6	16.8
その他とも計	393.0	430.5	492.3	526.2	652.8	743.9	350.9

※1資産運用型信託: 受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託

※2資産管理型信託: 受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託

※3資産流動化型信託: 資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託

※4再信託: 資産管理型信託のうち、信託銀行が委託者になったもの

※5増減: 平成19年3月末残高－平成14年3月末残高

3. 主な信託商品・業務

個人向け

- 金銭信託
(ヒット、実績配当型等)
- 貸付信託

- 投資信託
(窓口販売)

- 相続関連業務
<併營業務>

- 不動産の売買・媒介
<併營業務>

法人向け

年金信託

- 厚生年金基金信託
- 確定給付企業年金信託
- 適格退職年金信託
- 国民年金基金信託
- 確定拠出年金

証券信託

- 特定金銭信託
- ファンドトラスト

財産形成信託

有価証券の信託

資産流動化の信託

- 金銭債権の信託
- 不動産の信託

知的財産権の信託

- 証券代行業務
<併營業務>

- 不動産業務
<併營業務>

公益・福祉

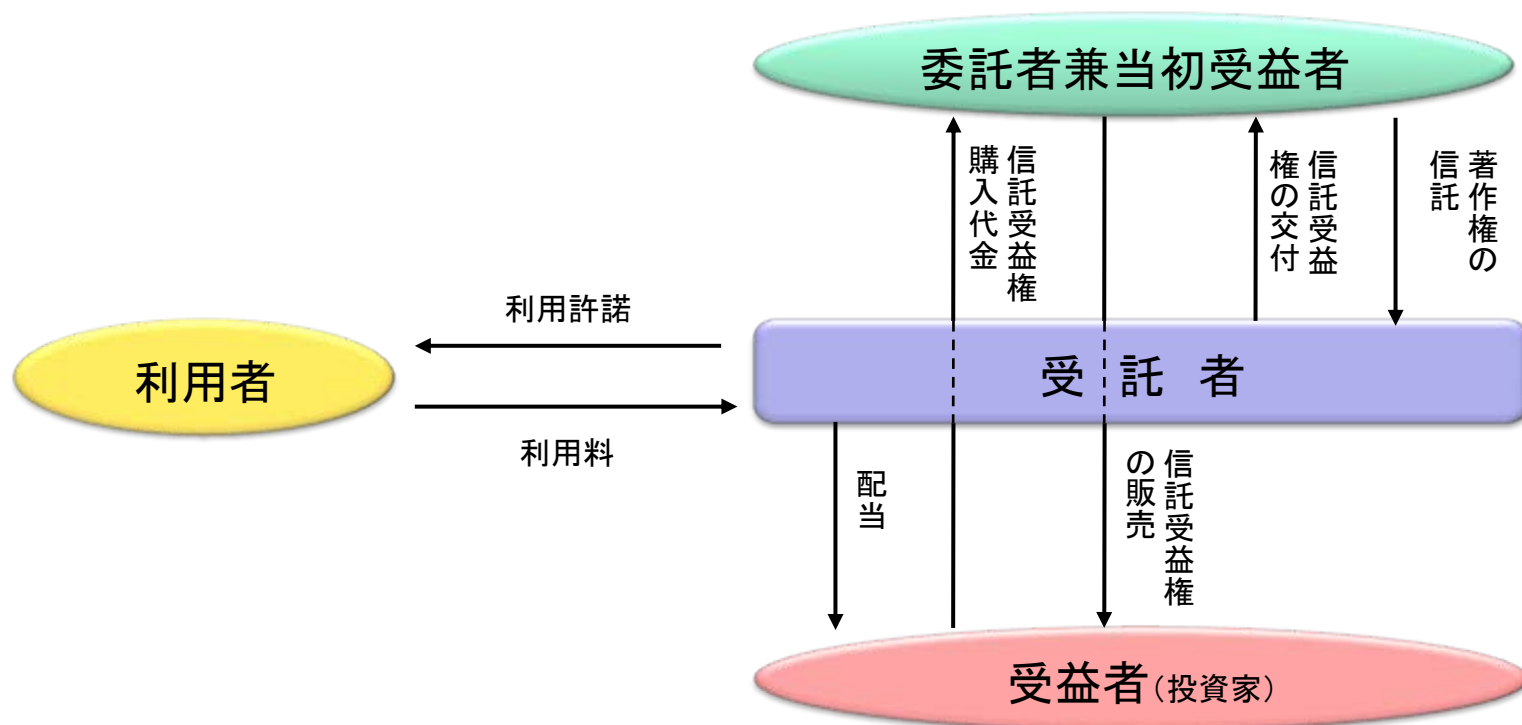
- 公益信託

- 特定贈与信託

4. 平成16年信託業法改正のビジネスへの影響

項目	平成16年信託業法改正の内容	ビジネスへの影響と評価
受託可能財産の拡大	<ul style="list-style-type: none"> これまで受託可能財産は金銭・有価証券等に限定されていたが、これが見直され、財産権一般の受託が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託財産が財産権一般となったことにより、知的財産権等の信託が可能となり、信託のビジネス領域が拡大した。
信託の担い手の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 信託業の担い手は、従来、金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関する法律(以下「兼営法」)に基づき認可を受けた金融機関に限定されていたが、信託会社等の参入が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託会社の参入に関する規律が整備されたことで、平成16年の信託業法改正後、新たに12社の信託会社が営業を開始している。 新たに受託可能財産となった著作権など知的財産権の受託を中心に行う信託会社や、財産管理サービス等の個人向け信託業中心の信託会社、資産流動化型の信託中心の信託会社など特色のある信託会社が参入している。
信託サービスの利用者の窓口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> これまで金融機関のみに認められていた信託の代理店が、金融機関以外にも拡大された。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託代理店制度は、平成16年信託業法改正で、対象が金融機関だけでなく、一般法人・個人まで拡大し、信託を利用していただく機会が確実に増加した。
ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務、分別管理義務、善管注意義務が明文化された。 これと同時に、信託の引受けに係る行為準則、信託契約内容の説明義務、信託財産状況報告書の交付義務等が課せられた。 <p>※自己取引と外部委託について後述</p>	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務等は、従来から信託受託者に課せられた義務であり、信託業法にも明文化されることで一層の徹底が図られた。 行為準則や、ディスクロージャーの規程により、お客さまに交付する説明資料等が充実し、お客さまの利便性が向上した。

5-1. 受託可能財産の拡大 著作権の信託



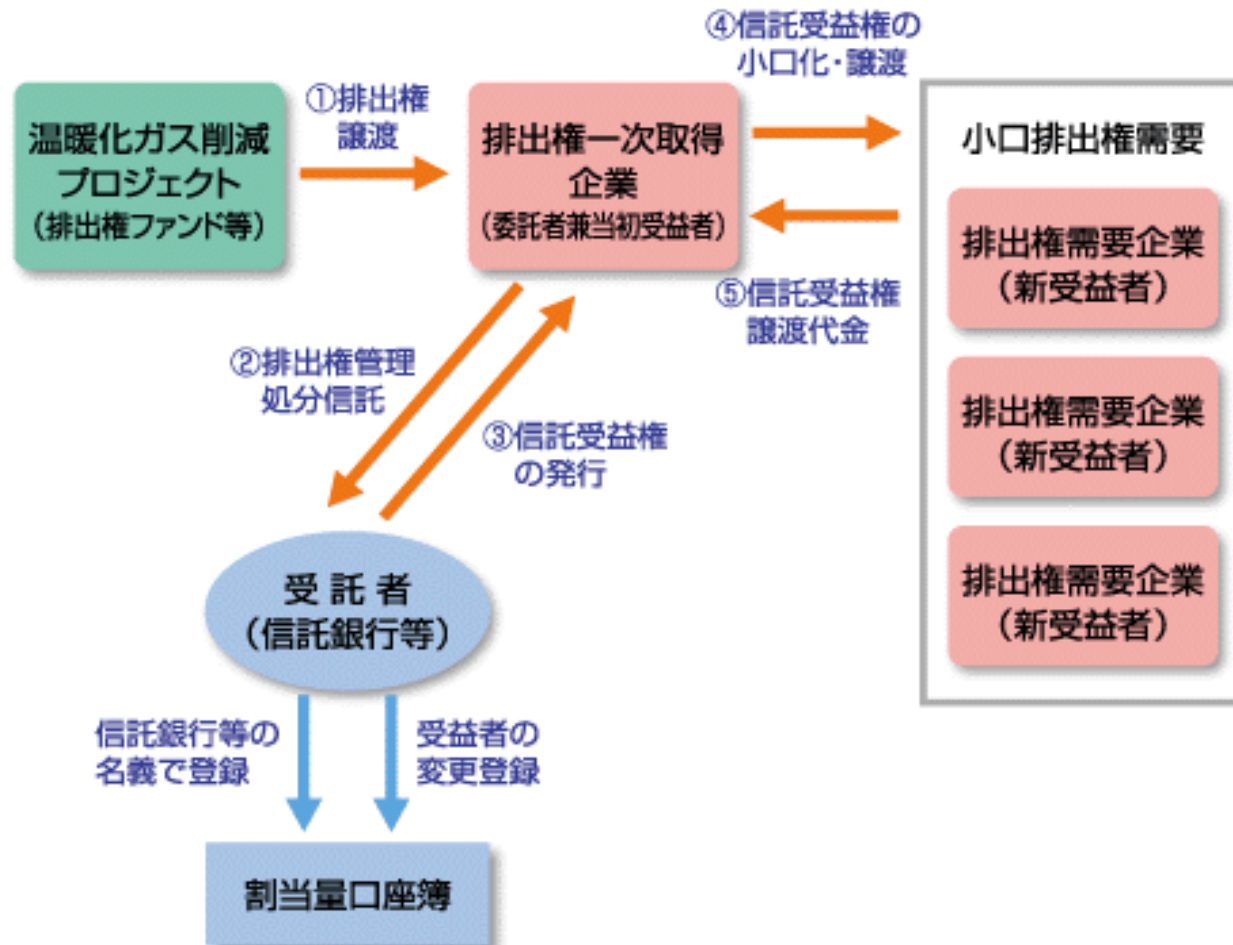
(ご参考) 知的財産権の信託の受託状況

(件、平成19年9月末現在)

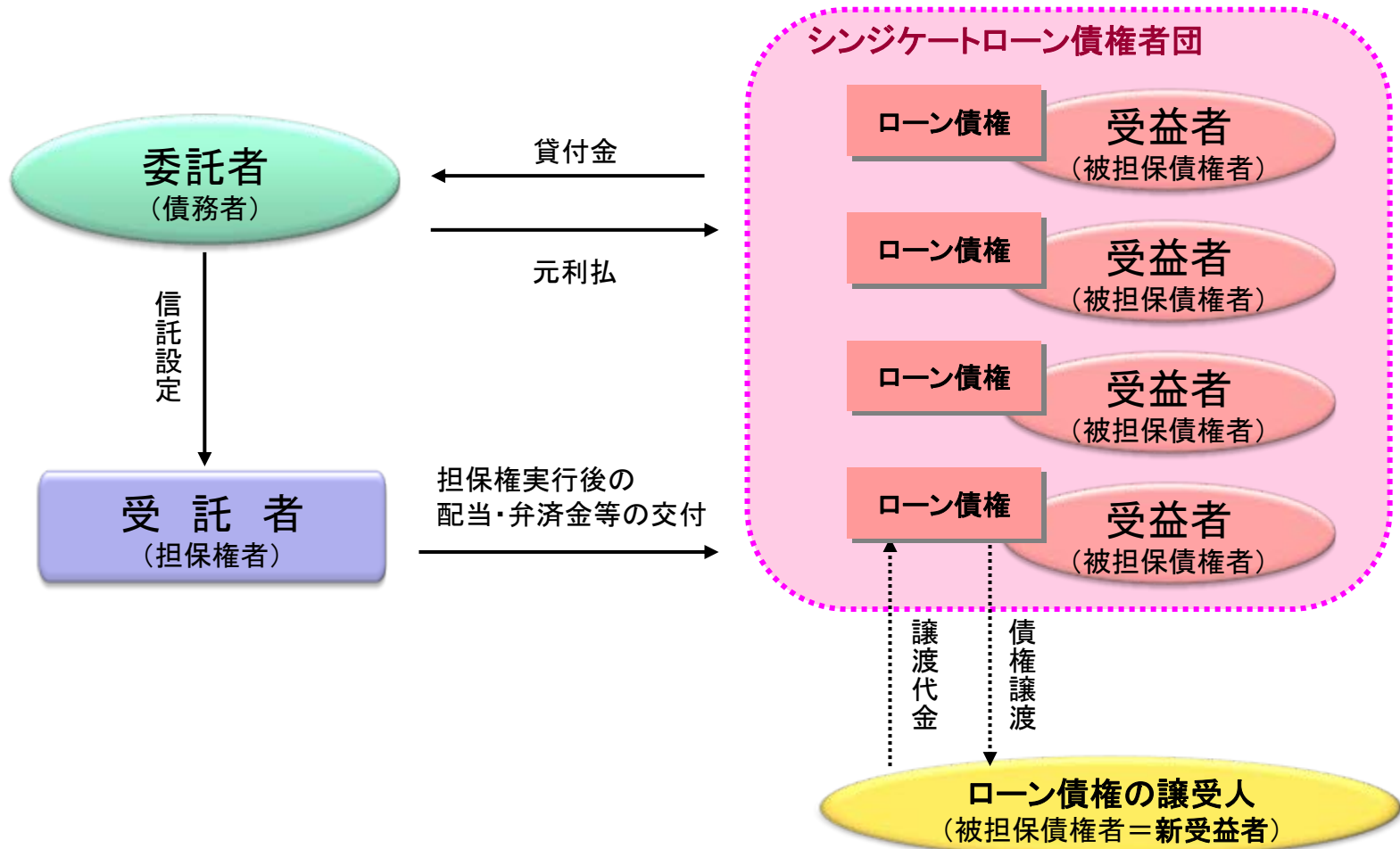
	信託会社	信託銀行等	合計
著作権の信託	17	1	18
商標権の信託		1	1
特許権の信託		7	7
計	17	9	26

(※各社へのヒアリング結果による数値)

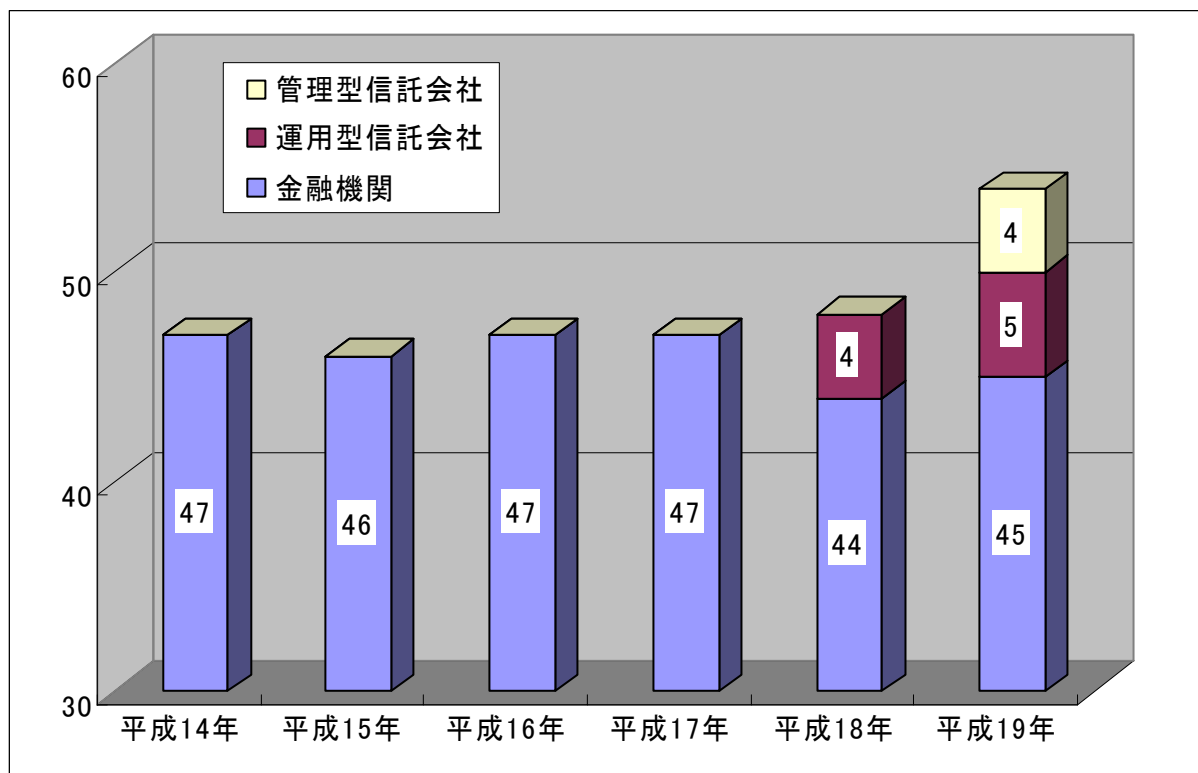
5-2. 受託可能財産の拡大 排出権の信託



5-3.受託可能財産の拡大 担保権の信託



6. 担い手の拡大 協会への加盟状況

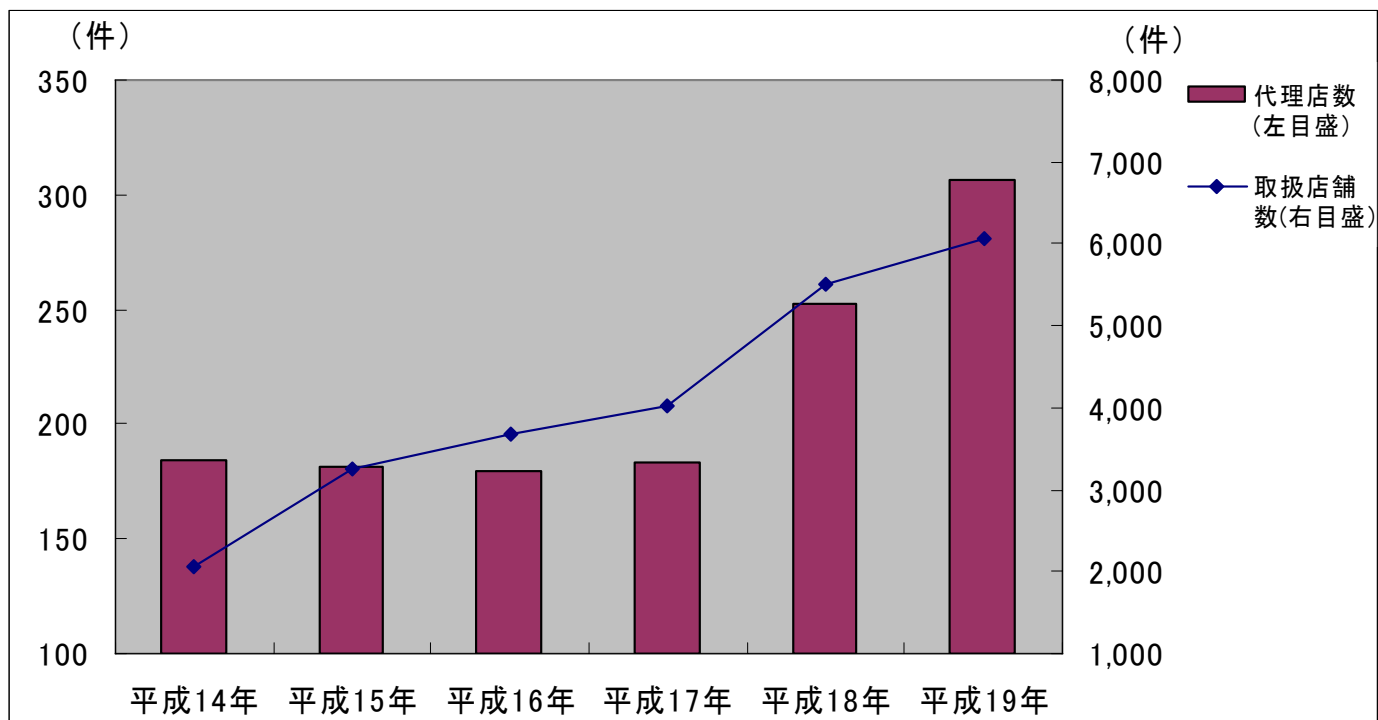


(社数:3月末現在)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
金融機関	47	46	47	47	44	45
運用型信託会社	-	-	-	0	4	5
管理型信託会社	-	-	-	0	0	4
計	47	46	47	47	48	54

※平成19年は10月1日現在

7. 利用者の窓口の拡大 代理店の設置状況



(件:3月末現在)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
金融機関	184	181	180	179	206	233
事業会社等	-	-	-	4	35	56
個人	-	-	-	0	11	17
合計	184	181	180	183	252	306
取扱店舗数	2,048	3,242	3,665	4,029	5,501	6,068

8. 平成18年信託法改正に伴う信託業法改正

16年業法改正に対する信託協会の主張		法改正の内容
自己取引	<p>自己取引等の禁止の例外について</p> <p>① 以下の場合を自己取引等の禁止の例外にすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約に自己取引の概要について記載がある場合 ・受益者からの同意がある場合 ・正当な理由がある場合 <p>② 自己取引等の禁止の解除要件である「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」を明確化すべき</p>	<p>⇒ 自己取引等の禁止の除外条件として、重要な事実を開示してあらかじめ書面・電磁的方法で受益者の承認を得た場合が追加された。</p> <p>(例) 信託財産であるテナントビルに空室が発生した場合に、受益者の承認を得て、受託者が入居する場合など。</p> <p>⇒ 「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」との禁止の解除要件については、「受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合」と規定を見直し、内閣府令において取引が許容される類型を明確化。</p> <p>(例) 証券取引所における上場有価証券の取引などが規定。</p>
	<p>運用裁量権のない受託者への自己取引規制を自己取引規制の適用除外とすべき</p>	<p>⇒ 適用除外とはならなかったが、自己取引等の禁止の解除要件である「受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合」に、「委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合」が規定された。</p> <p>(例) 信託財産である有価証券を、受益者の指図により、受託者の証券子会社(利害関係人)に売却する場合など。</p>
	<p>信託業法における利害関係人の範囲が非常に広範であり、見直すべき</p>	<p>⇒ 利害関係人の範囲について、企業会計基準における支配力・影響力基準を取り込んだ銀行法の特定関係者の範囲を参考に見直しが行われた。</p>

8. 平成18年信託法改正に伴う信託業法改正（続）

16年業法改正に対する信託協会の主張		法改正の内容
外部委託	信託業務の委託先に受託者と同様の義務を一律に課すことは見直すべき	<p>⇒以下の場合、受託者と同様の義務を課す委託先から除外された。</p> <ol style="list-style-type: none">① 信託財産の保存行為にかかる業務の委託先② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務の委託先③ 信託財産の運搬など受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものについて業務を委託した場合の委託先 <p>(例)不動産管理会社に信託財産である設備の保守、管理・清掃業務を委託する場合など。</p>

ご参考 信託業の担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法 (設立) 兼営法 (信託業務の認可)	免許	銀行等の 金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併營業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託 会社を含む)注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託 会社を含む)注3	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務
グループ企業内の信託	信託業法	届出	会社	—	—	同一の会社集 団が保有する 資産の管理
技術移転機関 (承認TLO)	信託業法	登録	法人	—	1,000万円	特定大学技術移転 事業に該当する信 託の引受け

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 平成19年6月末現在で、運用型信託会社5社、管理型信託会社7社が営業しています。

- **財産管理機能**

財産権が受託者に移転し、受託者が直接、信託財産の管理処分をする権利を持ち、信託目的達成のために信託財産の管理・処分を行う。

- **転換機能**

受益権は、もとの財産が通常行っている譲渡の形態と異なる方法で譲渡可能。

例) ①量的分割(分割した各受益権の内容(質)は一緒)

②質的分割(リスクとリターンの作り込み(優先・劣後構造))

- **倒産隔離機能**

「信託財産の独立性」があるので、
信託財産は、委託者や受託者が倒産しても影響を受けない。



信託の有する機能を様々な形で活用



この資料のデータは特段の記載がない限り下記による

- 「日本の信託 2007」他 (社団法人信託協会)
- 「新しい信託法の概要」他 (社団法人信託協会)
- 社団法人信託協会ホームページ